

宇和島市低入札価格調査制度実施要領の運用について

平成25年12月19日
改正 令和2年3月17日
改正 令和4年3月18日

宇和島市低入札価格調査制度実施要領（平成22年告示第9号。以下「要領」という。）第12条の規定に基づき、宇和島市低入札価格調査制度の実施に関し必要な事項を次のとおり定めるものとする。

第1 低入札価格調査の適用対象外工事（要領第2条関係）

市長が低入札価格調査の適用対象外と認める工事は、以下のとおりとする。

- (1) 設計金額の全てを見積りにより算出した工事
- (2) その他低入札価格調査の対象としないことが適当であると認められる工事

第2 失格判断基準の適用対象外工事（要領第5条の2関係）

市長が失格判断基準の適用対象外と認める工事は、要領第7条に定める調査を実施することが適当であると認められる工事とする。

第3 この運用は、令和4年4月1日から適用する。